

## ○ 定款附属書漁業協同組合役員選挙規程例（総会外選挙をも行う場合）

〔最終改正…令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

### （選挙期日）

- 1 第一条 役員の内任の満了による選挙は、当該役員の内任が満了する日の六十日前の日以後にこれを行う。
- 2 第二十四条の規定による再選挙又は第二十六条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から三十日以内にこれを行う。

### （選挙の通知及び公告）

- 1 第二条 選挙期日は、その期日から十四日前までに、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻及び選挙される理事及び監事の数を書面をもって正組合員に通知し、かつ、公告しなければならない。
- 2 定款第二十九条第一項ただし書の規定による総会外における選挙（以下「総会外選挙」という。）を行う場合には、組合長は、選挙期日の十四日前までに、選挙管理者及び投票区選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、開票所並びに選挙される理事及び監事の数を書面をもって正組合員に通知し、かつ、公告しなければならない。

### （備考）

- ① 水産業協同組合法（以下「法」という。）第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「及び監事」を「、員外監事（水産業協同組合法（以下「法」という。）第三十四条第十三項に規定する監事をいう。以下同じ。）及び員外監事以外の監事（以下「理事等」という。）」に改め、第二項中「理事及び監事」を「理事等」に改めること。
- ② この規程に基づいてする公告については、定款に規定する方法と異なる方法によりする組合にあつては、第一項中「公告」を「公告（この規程に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。以下同じ。）」とするなど適宜記載すること。

### （投票区）

第三条 総会外選挙を行う場合は、組合の地区を分けて数投票区を設けることができる。

- 2 投票区ごとに一投票所を置く。
- 3 第一項の規定により投票区を設けたときは、前条の通知及び公告にこれを記載するものとする。

### （選挙管理者等）

第四条 組合長は、選挙ごとに理事会の決議により本人の承諾を得て正組合員の中から選挙管理者一人及び選挙立会人四人を選任するものとする。

- 2 総会外選挙を行う場合は、組合長は、前項に掲げる者のほか、選挙ごとに理事会の決議により本人の承諾を得て正組合員の中から投票区ごとに投票区選挙管理者一人及び投票区選挙立会人二人を選任するものとする。

### （役員候補者の選挙管理者等への就任禁止）

第五条 役員候補者は、選挙管理者及び選挙立会人となることができない。

- 2 総会外選挙を行う場合は、役員候補者は、前項に掲げる者のほか、投票区選挙管理者及び投票区選挙立会人となることができない。

### （選挙管理者の職務）

第六条 選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、投票終了後遅滞なく、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開いて投票を点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 総会外選挙を行う場合は、選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、投票区選挙管理者から次条の規定による投票録及び投票箱を受け取つたときは、選挙立会人の立会いの上その投票録を調べ、投票箱を開いて投票を点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

- 3 投票の効力は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

### （投票区選挙管理者の職務）

第七条 投票区選挙管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作

って投票に関する次第を記載し、投票区選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票区選挙管理者は、投票終了後遅滞なく投票箱を封印し、投票録とともに選挙管理者に引き渡さなければならない。

(選挙録等の保存)

第八条 選挙録及び投票録は、投票用紙と併せて、その選挙に係る役員  
の在任期間中、この組合において保存するものとする。

(候補者)

第九条 正組合員（法人にあつては、その役員）でなければ自ら理事若しくは監事の候補者となり、又は理事若しくは監事の候補者を推薦することができない。

2 自ら理事又は監事の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告のあつた日から選挙期日の七日前までの間に、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

3 理事又は監事の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、前項の期間内に、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

4 同一の者が同時に理事の候補者及び監事の候補者となることができない。

5 選挙管理者は、理事又は監事の候補者となつた者（以下「候補者」という。）の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については正組合員又はその他の別及び立候補又は被推薦の別を第二項又は第三項の届出があつたときから選挙期日の前日まで公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

6 総会外選挙を行う場合は、選挙管理者及び投票区選挙管理者は、理事又は監事の候補者の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については正組合員又はその他の別及び立候補又は被推薦の別を第二項又は第三項の届出があつたときから選挙期日の前日まで公告するとともに投票区において掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

7 役員候補者が候補を辞退した場合には、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちにその旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

8 前項の届出があつた場合は、選挙管理者（総会外選挙を行う場合は、選挙管理者及び投票区選挙管理者）は、直ちにその旨を公告するものとする。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「監事の候補者」とを「監事（員外監事を除く。）の候補者」とに改め、第五項及び第六項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

(定足数)

第十条 役員を総会において選挙しようとするときは、正組合員の二分の一以上出席しなければならない。

2 第十二条の規定により、書面又は代理人をもって選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会外選挙の場合は、正組合員の数の二分の一以上の投票数がなければ当該選挙は無効となる。

(投票)

第十一条 正組合員は、選挙の当日組合員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

2 正組合員は、前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 投票用紙に記載する選挙される理事又は監事の数は一人とする。

4 投票用紙には理事と監事とを区分して、これを記載する。

5 総会における選挙にあつては、第二条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない正組合員、総会外における選挙にあつては同条の規定により公告した投票終了の時刻までに投票所に到着していない正組合員は、投票することができない。

6 正組合員は、役員候補者以外の者に投票することができる。

7 総会外選挙を行う場合は、投票開始の時刻は〇時とし、投票終了の時刻は〇時とする。

(備考)  
① 投票につき連記制を採る組合にあつては、第三項を次のように記載すること。

3 投票用紙に記載する理事又は監事の数は、その選挙においてそれぞれ選挙される理事又は監事の数の二分の一の数とし、端

数は切り捨てるものとする。ただし、選挙される理事又は監事の数が一人のときは一人とする。

② 無投票当選制を採る組合にあつては、第二項中「被選挙人」を「候補者」に改め、第六項を削り第七項を第六項とすること。

③ 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第三項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

(書面又は代理人による選挙権の行使)

第十二条 役員を総会において選挙する場合は、正組員は、書面又は代理人をもって選挙権を行使することができる。

2 代理人が代理しうる正組員の数は、四人までとする。

(投票用紙等の交付)

第十三条 組合は、前条第一項の場合における総会の招集の通知に際して、正組員に対し、選挙権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正組員が書面による選挙権を行使するための投票用封筒及び投票用紙を交付しなければならない。

(書面による投票)

第十四条 前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた正組員が、書面による選挙権を行使しようとする場合は、投票用紙に理事と監事とを区分して自書し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、第二条の規定により公告した投票開始の時刻までに選挙管理者に提出しなければならない。

(代理人による投票)

第十五条 第十二条第一項の規定により正組員が、代理人をもって選挙権を行おうとするときは、その正組員と同じ世帯に属する成年者、その正組員の使用人又は他の正組員を代理人として、代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選挙の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

3 第十一条第二項から第六項までの規定は、正組員が代理人をもって選挙権を行う場合に準用する。

(備考) 無投票当選制を採る組合にあつては、第三項中「第六項」を

「第五項」に改めること。

(投票の拒否)

第十六条 投票の拒否は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

2 総会外選挙を行う場合は、投票の拒否は、投票区選挙立会人が決める。可否同数のときは、投票区選挙管理者が決める。

(開票所)

第十七条 総会外選挙を行う場合は、開票所は、この組合の事務所に設ける。

2 開票は、投票の当日〇時から行う。  
(備考) 第二項の日は、実情に応じて定めること。

(無効投票)

第十八条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの  
二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの(職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したものを除く。)

三 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの  
四 定款第二十八条の二各号の一に該当する者の氏名を記載したもの

五 被選挙人の氏名を自書しないもの  
六 第二十四条の規定による再選挙又は第二十六条の規定による補欠

選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となっている者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの

七 一票中に二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの  
八 書面をもって選挙権を行う場合、第二条に定める時刻までに選挙

管理者に到達しないもの  
(備考)

① 投票につき連記制を採る組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第十八条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの  
二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの(職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したものを除く。)

- 三 被選挙人の氏名を自書しないもの
  - 四 一票中に第十一条第三項の規定による投票用紙に記載すべき被選挙人の数を超える数の氏名を記載したもの
  - 五 書面をもって選挙権を行う場合、第二条に定める時刻までに選挙管理者に到達しないもの
- 2 次に掲げる記載は、無効得票とする。ただし、前項により無効投票とされる場合を除く。
- 一 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名
  - 二 定款第二十八条の二各号の一に該当する者の氏名
  - 三 第二十四条の規定による再選挙又は第二十六条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又は現に役員である者の氏名
- ② 無投票当選制を採る組合にあつては、
- ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
  - イ 連記制の場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に、第二項第一号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。

(当選人)

- 第十九条 有効得票の多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数でそれぞれ有効得票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票数がなければならない。
- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数のものについては、選挙管理者が抽選の上当選人を定める。
  - 3 正組員たる法人の役員であつて、自らは正組員でない者が理事又は監事のいずれかに二人以上有効得票の多数を得た場合には、得票数の多い者をもって当選人とする。
  - 4 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において候補者が、理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者が候補者である方に当選したもののみならず。

(備考)

- ① 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改め、第四項中「理事と監事の選挙」を「理事、員外監事及び員外監事以外の監事」に改めること。

「理事と監事の双方」を「理事、員外監事及び員外監事以外の監事のうち二以上」に改めること。

- ② 無投票当選制を採る組合にあつては、第四項を削り、本条の次に次の一条を加えること。

(無投票による当選)

第十九条の二 候補者がその選挙において選挙する理事若しくは監事の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は行われない。

- 2 前項の規定により、投票を行わないこととなつたときは、選挙管理者は、直ちに公告しなければならない。
- 3 第一項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

(当選の通知等)

第二十条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所、氏名、理事又は監事の別、理事の場合は正組員又はその他の別を公告しなければならない。

- 2 前項の通知を發した日から五日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

(当選人の繰上げ補充)

第二十一条 当選人が前条第二項の期間満了の日までに当選を辞し、又は当選の承諾を行うまでに定款第二十八条の二各号の一に該当することとなり若しくは死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第十九条の例によつて当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

(就任)

第二十二条 選挙管理者は、第二十条第二項（前条第二項、次条第二項及び第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日又は当選人の全員が当選の承諾を行った日において、当選人の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については正組員又はその他の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があつたときに役員に就任するものとする。  
3 前項の規定にかかわらず、役員任期満了に伴う選挙の当選人は、第一項の公告のときが現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の時に役員に就任するものとする。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

(当選の取消し)

第二十三条 選挙後九十日以内に水産業協同組合法（以下「法」という。）第二百二十五条の規定による当選の取消しがあつたときは、選挙管理者は、直ちに第十九条の例によつて当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第二十条から前条までの規定を準用する。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「水産業協同組合法（以下「法」という。）を「法」に改めること。

(再選挙)

第二十四条 第十九条から第二十一条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき役員の数に足りる当選人を得ることができない場合又は法第二百二十五条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(役員が欠けた場合の繰上げ補充)

第二十五条 選挙後九十日以内に役員中欠員が生じた場合において、第十九条第一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは、選挙管理者は第十九条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第二十条から第二十条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第二十六条 役員全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当

選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、本条ただし書きを次のように改めること。

ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前三月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。

(備考) 経営管理委員を置く組合においては、本規程中「理事」を「経営管理委員」に、「組合長」を「経営管理委員会会長」に、「理事等」を「経営管理委員等」に、「理事会」を「経営管理委員会」に改めるとともに、第一条第一項中「役員任期」を「役員（理事を除く。以下同じ。）の任期」に改めること。